

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例について  
相模原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例

相模原市都市公園条例(昭和 45 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項及び第 20 条の 6 ただし書中「競技場」の次に「、第 2 競技場」を加える。

第 20 条の 7 第 1 項中「競技場」の次に「、第 2 競技場」を加え、同条第 3 項ただし書中「競技場」の次に「又は第 2 競技場」を加える。

附則第 10 項を附則第 12 項とし、附則第 9 項を附則第 11 項とし、附則第 8 項の前の見出しを削り、同項を附則第 10 項とし、同項の前に見出しとして「(城山町の編入に伴う経過措置)」を付し、附則第 7 項を附則第 9 項とし、附則第 6 項を附則第 8 項とし、附則第 5 項の前の見出しを削り、同項を附則第 7 項とし、同項の前に見出しとして「(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)」を付し、附則第 4 項の次に次の 2 項を加える。

5 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間の相模原麻溝公園第 2 競技場の指定管理者の指定については、第 20 条の 2 の規定にかかわらず、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者として指定されたもの(以下「相模原麻溝公園競技場等指定管理者」という。)を指定管理者として指定することができる。

6 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、相模原麻溝公園競技場等指定管理者に対し、第 20 条の 3 第 1 項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認して相模原麻溝公園競技場等指定

管理者を指定管理者として指定するものとする。

別表第1の2相模原麻溝公園の項中「競技場」の次に「、第2競技場」を加える。

別表第1の3中

「

競技場	1月1日～12月31日	(5月～8月)8時30分～18時30分 (9月～4月)8時30分～17時
-----	-------------	---

」

を

「

競技場及び第2競技場	1月1日～12月31日	(5月～8月)8時30分～18時30分 (9月～4月)8時30分～17時
------------	-------------	---

」

に改める。

別表第4第1項の表中

「

競技場	専用使用	市民		1日(8時30分～18時30分)	40,000円
		市民以外のもの			100,000円
	一般使用	個人	大人	1回	200円
			小人		100円
団体	20人までごと	1,000円			

」

を

「

競技場	専用使用	市民		1日(8時30分～18時30分)	40,000円
		市民以外のもの			100,000円
	一般使用	個人	大人	1回	200円
			小人		100円
団体	20人までごと	1,000円			
	専用	市民		1日(8時30分)	35,000円

第 2 競技場	使 用	市 民 以 外 の も の		~ 18 時 30 分)	87,500 円
	一 般 使 用	個 人	大 人	1 回	200 円
			小 人		100 円
		団 体	20 人ま でごと		1,000 円

に改め、同表備考 2 中「競技場」の次に「又は第 2 競技場」を加える。

別表第 4 第 3 項の表中

相模原麻溝公 園競技場	電光掲示盤	1 日(8 時 30 分	36,000 円
	放送設備	~ 18 時 30 分)	4,000 円
	競技用器具	1 日 1 点につき (30 点未満)	100 円
		1 日 30 点以上	3,000 円
	写真判定装置	1 日(8 時 30 分 ~ 18 時 30 分)	12,500 円
	会議室 1 (大会本部室 A)		5,000 円
	会議室 2 (大会本部室 B)		3,500 円
	会議室 3 (大会本部室 C)		3,500 円
	会議室 4 (大会本部室 D)		3,500 円
	会議室 5 (大会本部室 E)		3,500 円
	会議室 6 (大会本部室 F)		3,500 円
	会議室 7 (インタビュー室 A)		2,000 円
	会議室 8 (インタビュー室 B)		2,000 円
	会議室 9 (打合せ室)		1,500 円

を

	電光掲示盤	1 日(8 時 30 分	36,000 円
	放送設備	~ 18 時 30 分)	4,000 円
	競技用器具	1 日 1 点につき (30 点未満)	100 円

相模原麻溝公園競技場		1日30点以上	3,000円	
	写真判定装置		12,500円	
	会議室1(大会本部室A)		5,000円	
	会議室2(大会本部室B)		3,500円	
	会議室3(大会本部室C)		3,500円	
	会議室4(大会本部室D)	1日(8時30分 ~18時30分)	3,500円	
	会議室5(大会本部室E)		3,500円	
	会議室6(大会本部室F)		3,500円	
	会議室7(インタビュー室A)		2,000円	
	会議室8(インタビュー室B)		2,000円	
	会議室9(打合せ室)		1,500円	
相模原麻溝公園第2競技場	放送設備		1日(8時30分 ~18時30分)	2,500円
	競技用器具		1日1点につき (30点未満)	100円
			1日30点以上	3,000円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の相模原市都市公園条例の規定による相模原麻溝公園第2競技場の使用の許可申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案の理由

相模原麻溝公園第2競技場の設置に係る有料公園施設の種類、供用期間及び供用時間並びに利用料金の額の規定の追加、同競技場の指定管理者の指定の特例に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 0 6 号関係資料(その 1)

相模原市都市公園条例の改正の概要

1 改正の内容

( 1 ) 相模原麻溝公園第 2 競技場の設置に係る規定の追加(別表第 1 の 2、別表第 1 の 3 並びに別表第 4 第 1 項及び第 3 項の表関係)

ア 有料公園施設の種類の種類、供用期間及び供用時間

有料公園施設の種類の種類	供用期間	供用時間
第 2 競技場	1 月 1 日 ~ 12 月 31 日	(5 月 ~ 8 月)8 時 30 分 ~ 18 時 30 分 (9 月 ~ 4 月)8 時 30 分 ~ 17 時

イ 有料公園施設の利用料金の額

有料公園施設の種類の種類	単 位			金 額	
	第 2 競技場	専 用 使 用	市 民		1 日(8 時 30 分 ~ 18 時 30 分)
市 民 以 外 の も の			87,500 円		
一 般 使 用		個 人	大 人	1 回	200 円
			小 人		100 円
		団 体	20 人ま でごと		1,000 円

ウ 附属施設の利用料金の額

附属施設の種類の種類	単 位	金 額
相模原麻溝公園第 2 競技場放送設備	1 日(8 時 30 分 ~ 18 時 30 分)	2,500 円
相模原麻溝公園第 2 競技場競技用器具	1 日 1 点につき (30 点未満)	100 円
	1 日 30 点以上	3,000 円

( 2 ) 指定管理者の指定の特例に係る規定の追加(附則第 5 項及び第 6 項関係)

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間の相模原麻溝公園第 2 競技場の指定管理者の指定については、指定管理者の公募の規定にかかわら

ず、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間、相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者として指定されたものを指定管理者として指定することができることとするもの

## 2 施行期日

(1) 1(1)に係る規定 平成26年4月1日。ただし、相模原麻溝公園第2競技場の使用の許可申請の受付その他必要な準備行為を行うことができる規定は、公布の日

(2) 1(2)に係る規定 公布の日

議案第106号関係資料(その2)

相模原麻溝公園第2競技場の概要

- 1 位 置 相模原市南区下溝4169番
- 2 種 別 公益財団法人日本陸上競技連盟第4種公認陸上競技場(予定)
- 3 施設面積 20,127平方メートル
- 4 施設内容

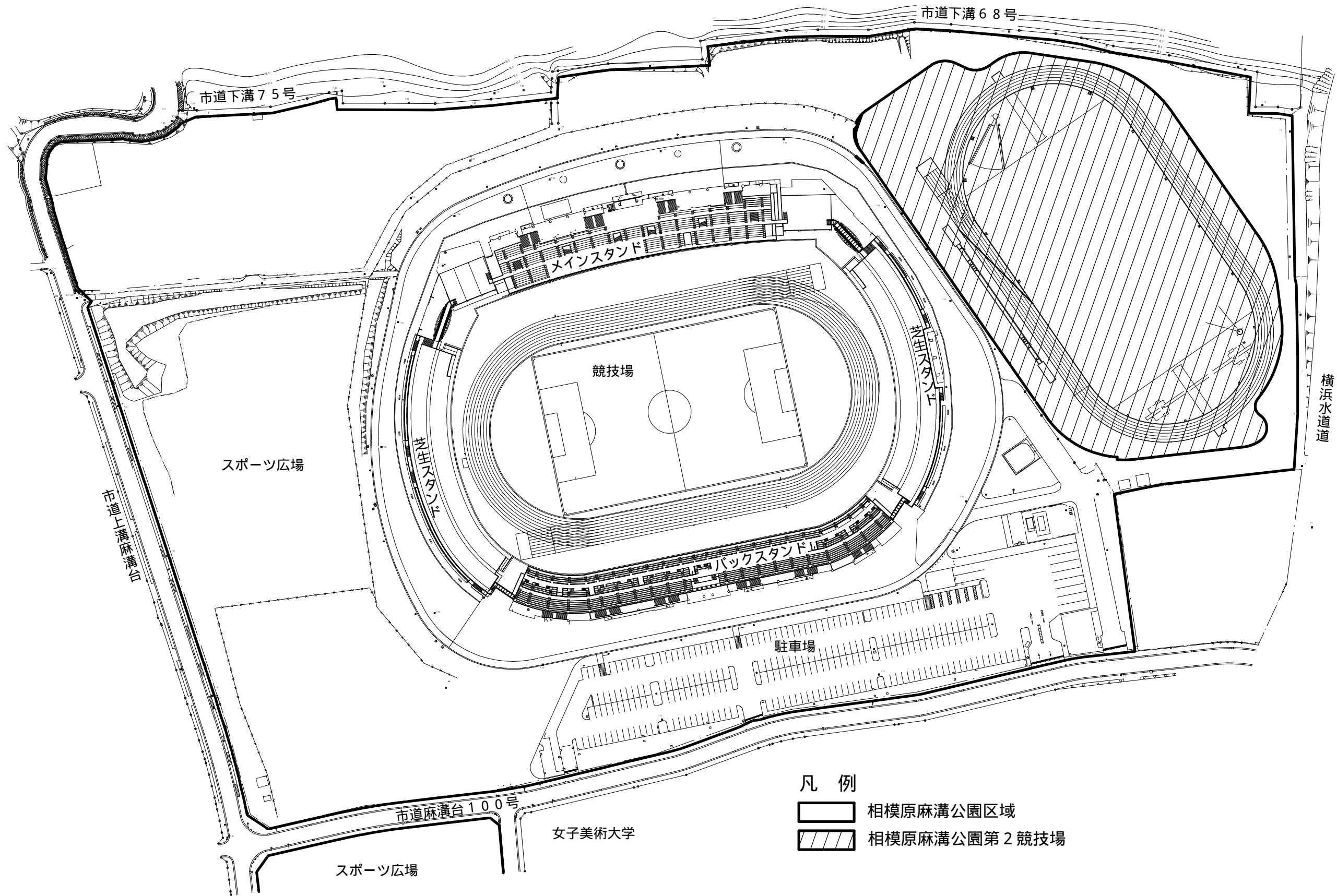
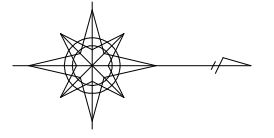
区 分		仕 様
トラック及びフィールド		全天候舗装、400メートル×6レーン
インフィールド		人工芝(投てき競技対応)
外周		天然芝
管理事務所	構造等	鉄骨造平屋建、建築面積約360平方メートル
	主な施設	器具庫、男女更衣室、男女シャワー室、事務室等

# 案内図



相模原麻溝公園第2競技場

# 配置図



# 平面図

